

貯水槽水道とは

水道事業者（市）から供給される水のみを水源とし、その水を一旦受水槽に受けた後、建物の利用者に飲用水として供給される施設の総称です。

また、貯水槽水道には簡易専用水道と小規模貯水槽水道があります。

簡易専用水道とは

受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものをいい、水道法で管理の基準が定められています。

小規模水糟貯水道とは

受水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいい、京都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領で管理の基準が定められています。

※まったく飲み水に使用しない工業用水、消防用水や地下水（井戸水）を汲んで受水槽に溜めている場合は、貯水槽水道ではありません。

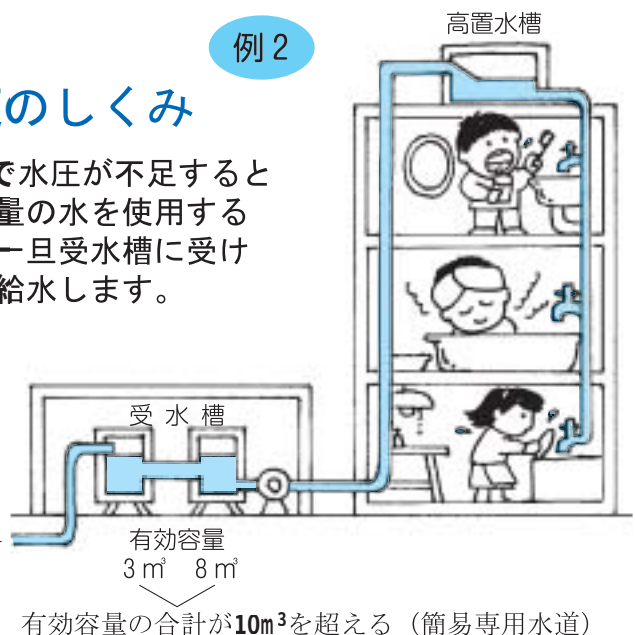
例 1

貯水槽水道のしくみ

3階以上の建物などで水圧が不足するところ、また、一時に大量の水を使用するところで、水道の水を一旦受水槽に受け、加圧ポンプ等により給水します。



例 2



受水槽の有効容量とは

受水槽の有効容量とは、受水槽の容量の内、有効に使用しうる部分の容量をいいます。（下図参照） 高置水槽の容量は、含みません。

